

研究ノート

東京帝国大学 1946 年度入学試験における 女子学生門戸開放の考察

野村由美

1 はじめに

1946年4月、東京帝国大学は初の女子学生19名を迎えた。社会的威信を持った東京帝国大学への女性入学は、世間の耳目と関心を集め、彼女たちの動静は注目された。

終戦直後の1945年10月、連合国軍最高司令官総司令部（General Headquarters、以下GHQ）は、日本民主化のための「五大改革」¹を日本政府に向けて提示するが、その冒頭には「参政権の付与による婦人の政治的解放」が掲げられていた。文部大臣前田多門は、女性の政治参加を実現させる前提としても女性の教育水準向上が必要であるとして、GHQに先駆けて、教育制度における男女平等を推進した²。戦前、男性に限られていた大学や専門学校などの高等教育機関を女性に対して開放することが決まり、文部省が発議した「女子教育刷新要綱」³が12月に閣議了解されると、改革の具体案は速やかに着手された。個々の大学の裁量で入学を認可するのではなく、国の政策として法的措置を以て帝国大学へ女性入学を認めたこと、男女の差別をなくしたことは画期的なことであった。

1946年2月には文部省令第三号大学規程中改正という行政措置⁴がとられ、帝国大学における女性受け入れは、同年4月から実施されることとなった。2月5日の帝国大学総長会議では、差し迫った1946年度の大学入学試験に於ける入学資格者についての検討がなされた。

東京帝国大学は、2月21日に「昭和二十一年度大学入学者選抜要項」⁵を発表し、大学入学資格を、高等学校高等科卒業者・大学予科修了者、男女専門学校本科卒業者、高等女学校高等科卒業者、女子高等師範学校・修業年限3年以上の臨時教員養成所、実業学校教員養成所卒業及び、軍の関係学校卒業者等とした。旧制高等学校の男子のみを入学対象とした閉鎖性がここに解かれ、受験資格が女性に初めて認められることになった。終戦からわずか半年という急速な展開であった。

従来入学試験は、高等学校卒業などの正規の第一次入学資格者で定員が満たされなかった場合に、第二次入学としての資格を専門学校等に与えていた。戦前、初の女性入学者を出した東北帝国大学等の場合も、定員に余裕があったために女性に入学を認めたものである。1946年に旧来限られた男子高等学校が持っていた先入権を認めず、受験者資格を女性を含む非接続であった学校の卒業者に平等に開放したことは、大学の大衆化の土台を作っていく第一歩であったと考えられる。多様な学生を受け入れたことで、従来の接続型高等学校の卒業生のみから形成されていた学内の均質性は薄められた。

戦後女性に大学の門戸を開くことになった経緯に関しては、男女平等を前提に進められた GHQ の機関である民間情報教育局 (Civil Information and Education Section、以下 CIE) の政策と関与を分析した上村千賀子の研究⁶、また戦前からの女性教育に関する国内改革の実態を分析し、その解明を踏まえて戦後の政策を論じた湯川次義の研究⁷に詳しい。

東京帝国大学においての女性への門戸開放は、男女平等の実現、それを進めた関連制度と政策という文脈の中で論じられてきたが、急変した受験制度を突破して入学してきた女性たちの実像は語られていない。このため、まず彼女たち 19 名の氏名、年齢、大学の学部 (専攻) 及び、出身校及びその卒業年を記したリスト (別表) を作成した。

戦後、東京帝国大学に入学した 19 名の女性たちは、日本高等教育史における女性史の記述で引用されることが多いにもかかわらず、一部の情報が明らかにされている以外は、全員の氏名の把握すらされてこなかった。思い込みにより作られたイメージや、不正確な情報の記述も散見された。本稿では、個人情報に抵触しない限りで、出来るだけ正確な情報を残す、ということも目的の一つとした。

文部省学校教育局大学教育課から東京帝国大学総長宛「女子入学志願者、入学者の学歴調」依頼の返事 (写) (1946 年 5 月 11 日付)⁸ が残っており、ここから女子入学生の氏名、出身学校名が確認できた。学修歴を知る上で必要と考えた出身学校の卒年は、3 名を除いて同窓会経由で開示を受けた。CIE からの依頼で各帝国大学は「昭和二十一年度帝国大学女子入学者調査」(1946 年 10 月 10 日付)⁹ を行っており、入学者の入試成績についても判明している。これは現在 'Women admitted into the imperial universities of Japan 1946' として英文翻訳もされ、米国スタンフォード大学フーバー研究所に保管されている¹⁰。

東京帝国大学に挑んだ最初の女性受験者たちは、旧制度下における女子専門学校や高等女学校高等科、女子高等師範学校等の卒業生であり、当時の女子教育における最上位校で学んでいる。しかしそうした女性たちでも、高等女学校の段階から男子の中学校に比べて格段に劣る内容の教育しか受けておらず、その後の進学先も男子が通う高等学校とは教育内容が異なった。大学受験時点までに受けられる教育内容の男女格差は歴然としており、女性受験生たちは習得していない学科の知識を個人の努力で補わなければならなかった。入試準備期間も、受験資格者が公表された 2 月から試験実施の 4 月までの僅か 2 か月足らずであった。

本稿では、まず戦前において、女性へ向けられた教育の基本姿勢と女性の大学入学についてどのように考えられてきたのかを確認する。その上で、門戸開放といわれた 1946 年度の東京帝国大学の入学試験の内容や、女性志願者についての特徴の整理を行う。

また 1946 年度の受験生は、戦時における学徒出陣、修業年限短縮、勤労働員によって著しく教育が削がれてきた時代の学生であった。特に 1945 年 3 月に「決戦教育措置要綱」¹¹ が閣議決定され、4 月から国民学校以外の教育は終戦まで停止した。終戦後、直ちに修業年限短縮が撤廃され在學生は短縮前の年限に戻された。このため、高等学校では 1946 年 3 月の卒業生が存在しない。現役の受験生がいなかったという異例の年でもある。

こうした特殊な教育背景を考慮した上で、入試を突破した女性たちの実像を探りながら、東京帝国大学の女子学生門戸開放の考察を試みる。

2 戦前の女子教育及び女性の大学入学資格について

戦後の東京帝国大学に於ける女子学生門戸開放を論じる前提として、戦前の女子教育、さらには戦前の女性の大学入学資格がどのようなものであったかを、簡単に説明する。

戦前の中等教育は男女別学であり、尋常小学校を卒業後、上級学校に進む場合は、男性は中学校、女性は高等女学校に入学した。高等女学校は1899年の「高等女学校令」によって教育制度の中に位置づけられたが、良妻賢母教育に照準が向けられ、教育内容も裁縫、調理といった家庭内技芸の比率が高く、男子中学校に比べ著しく水準は劣った。中等教育にも拘わらず、「高等」女学校とされたその名が示す通り、女性教育はここまでで充分であり、高等女学校で教育の完結という認識が強かった。

1910年代には女性の高等教育志向が高まり、1913年、東北帝国大学理科大学に3人の女性が入学した。女性の大学入学の先鞭として注目を集めたが、1907年に創立したばかりの同大では、男性の入学定員が満たせず二次募集による合格であった。「帝国大学令」の下での女性の大学入学における見解は物議を醸したが、結局、文部省はこれを特例として追認した¹²。この初めての女性大学入学は、大正デモクラシーの影響も相俟って、女性に高等教育機会を与えることへの議論を前進させた反面、政策的には特例として認めてしまったことで制度化に進まなかった負の面もある。1918年の「大学令」以降も、女性の大学入学に関しては前向きな法的措置が講じられないまま、入学判断は個別大学に委ねられた。学部入学はなおも第二次入学資格に限定されていたものの、容認する大学は微増の傾向にあった¹³。

東京帝国大学では1920年2月に聴講生制度を定めたことにより、ようやく女性を受け入れることになった¹⁴。聴講生制度は1928年に廃止となるが、その8年間に文学部415名、経済学部19名という女性の数字が残る^{15,16}。

一方で女子大学設立の気運も高まった。1919年には日本女子大学校が女子大学を構想し、1923年には東京、奈良の両女子高等師範学校が、女子師範大学への「昇格」運動を起こした。津田英学塾¹⁷、東京女子大学といった私学女子専門学校も、大学設立の意欲を以て学科課程の充実を図り、教育年限の延長や予科の設置などに着手した。

しかしこの時の設置要請は却下され、既成の性別論から脱却できないまま、女子大学設立は時期尚早とされた。併行する形で1920年に改正された「高等女学校令」では、高等女学校に従来の専攻科とは別に、2~3年制の高等科を付設させ教育の高度化を図られた。しかし高等女学校高等科は「高等学校高等科とその趣旨に於いて同一のもの」¹⁸とされながら、その先の大学への進学先は保証されていなかった。1935年の設置は10校、生徒数は700~800名に留まっている。高等女学校の教育水準を高めることを狙いとし、いずれは「女子高等学校」への期待があったにもかかわらず、中等教員無資格検定の付与もなかったこ

とから、志望者のインセンティブを欠き、高等女学校高等科はその後の進展をみなかった。

1936 年からは「女子教育振興運動」が勃興した。これは高等女学校の改革を中心とした女性の教育内容の向上を目指す改革運動である。こうした女性の運動に理解を示す向きもあったが保守的な思想を覆すことは出来なかった。続く戦局面の悪化と総力戦体制下で、女性は銃後の守りと位置付けられ、文部省は女子教育改革の盛り上がりを封じ込めた¹⁹。大学の女性への門戸開放も、教育水準の同等化も果たされないまま、戦前の「大学令」の下で、女性が正式に入学できる大学が生まれることはなかった。女子大学設立の準備を重ねた学校も専門学校として継続的發展を期すしかなく、大学進学を希望する女性は、既存の「男性のための大学」に「例外として」の入学許可を得ることしかできなかった。東京帝国大学は戦前、女性の正規学部入学生を認めることはしなかった。参考までに付記すると、こうした状況下、戦前、大学学部へと進学、卒業した女性は総数 195 人（官立 101 人、私立 94 人）²⁰、博士の学位を授与された女性は総数 49 人²¹である。

3 1946 年度入学試験について

3.1 受験資格者

戦後初めて行われた帝国大学入学試験において受験資格が拡大された（表 1）。女性は、専門学校、高等女学校高等科、女子高等師範学校及び 3 年以上の教員養成所卒業者が有資格者とされた。この資格条件には、戦前の女子大学設置運動以来の議論の影響が色濃くみられる。しかし、既存の高等学校及び大学予科に女性の入学は許可されておらず、それに相当する女子高等学校もなかった。入り口は平等に開かれたが条件が同等とは言い難い。

東京帝国大学の女性志願者の大多数は、女子専門学校卒業者となる（表 2）。戦前の女子専門学校の専門分野は、家政系 41.4%、人文系 31.3%、医学・薬学 23.4%であった。家政学は東京女子高等師範学校や日本女子大学校が、広範な領域をカバーして理系科目を教授していたことを例外としては、裁縫・調理が中心であった。人文系は文学を主とした教養系であった。医学・薬学に関しては資格取得を目的とされた。

1946 年度の医・工・理・農学部に関して女性の志願者が少なく、合格率も低いことは、戦前、理系教育を女子に施せた専門学校が少なかったことに起因する。また理科系とされた女子専門学校の程度の差は大きく、医・工・理・農学部の各「入学志願者案内」²²には「女子ノ理科系高等専門学校卒業者ニシテ文部省ニ於テ高等学校理科卒業ト同一資格ヲ認メタルモノ」と条件が付いている。

それでも理学部、農学部に関しては帝国女子理学専門学校、東京女子高等師範学校等が、一定分野ではある程度充実した授業を設けていた。医学部に関しては女性の医学専門学校が僅かながらも存在した。工学に関してのみ、戦前、女性が入学できた専門学校が存在せず、中等教育における数学や理科の学修内容の薄さに加え、進んだ勉強を求められる場所がなかった。このことが、工学部に女性の志願者が一人もいなかった原因と考える。

法学部、文学部、経済学部に関しては合格者、志願者ともに東京女子大学（英語専攻部）、津田塾専門学校、日本女子大学校、東京女子高等師範学校等の1920年代より大学昇格運動を展開してきた校名が上がる。これらの学校は、専門学校とはいえ大学昇格を目指した段階からその教育内容を充実させており、特に英語教育における評価は高かった。在籍者も学修意識が高い女性が多かったと推測される。

高等学校高等科は2章で述べたとおり1920年の「高等女学校令」改正により高等女学校に付設された課程である。女子師範学校からは、東京女子高等師範学校卒業者の他、県立女子師範卒業生からの志願者1人が確認される。

表1 1946年度東京帝国大学受験資格者

受験資格者	概要
①高等学校高等科卒業生・大学予科修了者 (現に大学に在籍していないもの) *女性は該当しない	従来の旧制高等学校卒業生に加えて官公立・私立大学予科（早稲田大学等）の予科卒業生。但、戦時下2年間に短縮されていた修業年限が、この年3年に戻され、1946年度に該当する卒業生はいない。
②男女専門学校本科卒業生	大学附属専門部等の高等専門学校。及び各種専門学校、女性の場合は津田塾、日本女子大等の女子大学校、医科専門学校等卒業生。
③高等女学校高等科卒業生	高等女学校に付設されていた2年以上の高等科の卒業生。
④高等師範学校、女子高等師範学校卒業生 及三年以上教員養成所卒業生	女性の場合、東京及び奈良女子高等師範学校卒業生、及三年以上女子師範学校卒業生
⑤軍関係学校卒業生 *女性は該当しない	陸軍士官学校、陸軍航空士官学校、陸軍経理学校、海軍兵学校、海軍経理学校卒業生

『昭和二十一年度大学入学選抜要綱』より作成

表2 1946年度の女性志願者の学校内訳

学校名	人数
東京女子大学	25
津田塾専門学校	12
帝国女子理学専門学校	12
東京女子高等師範学校	11
日本女子大学校	9
その他（私立大学女子部、官公立高等学校高等科（専攻科）等）	40
計	109

『文部省往復（三）昭和二十一年』より作成

3.2 試験科目

選抜は筆記試験、口頭試問、身体検査、調査などの総合判断によるとされ、学部ごとの試験科目が決定された（表3）。

東京帝国大学の入学試験は、1944、1945 年度は戦況の激化から筆記試験を行わず、出身高等学校の成績と推薦により入学が決められていた²³。1946 年度入試は、戦前、最後に筆記試験が行われた 1943 年度試験と各部概ね同じ科目であるが、法学部、経済学部で前回出題されていた漢文が、経済学部では国史が外されている。文学部にのみ試験科目として存続した漢文は、高等学校の正科として必須であったが、一部の高等女学校高等科以外では必須とされていなかった。このため、履修してこなかった女性受験者が多く、苦労したという話が回想にみられる²⁴。

医・工・理・農学部の理系学部に関しては、入試科目に変更はない。受験資格者を挙げたとはいえ、高等学校と同じカリキュラムを学んでいない志願者への配慮はされていない。

また文学部のみで実施された特殊科目の試験については、文学部教授会議事要録（1946 年 3 月 11 日）記載の、「入学検定試験科目ノ中 心理学科ニ於テ考慮セル一科目ニ関シ千輪教授ヨリ筆記試験トシテ五種類四題宛二十問一時間ノ課題トナス案ヲ得タル旨報告アリ評議ノ結果今年度ハ心理学科ニ一任シ出題を得ルコトヲナスニ決ス」²⁵がこれに該当するものと思われる。内容については「メンタルテストと常識テストであった」という受験生の証言²⁶が残る。詳細及びその意図については不明である。

表3 1946 年度東京帝国大学試験科目

学部	試験期日	試験科目
法学部	4 月 15、16 日	邦語論文、外国語和訳（英仏独ノ内 1）身体検査
医学部	4 月 21、22、23 日	外国語、数学、物理学、化学、生物学、身体検査
第一工学部	4 月 15、16 日	物理学、化学、数学、外国語（英仏独ノ内 1） 図画、作文、口頭試問、身体検査
文学部	4 月 15 日より	国語、漢文、外国語（英仏独ノ内 1）歴史、特殊科目*、 身体検査
理学部	4 月 16、17、18 日	数学、物理学（力学を含む）化学、外国語（和訳は英仏独ノ内 2、和文訳は英仏独ノ内 1）口頭試問、身体検査
農学部	4 月 15、16、22、 24 日	数学、化学、動物学、植物学、外国語（英仏独ノ内 1）、 口頭試問、身体検査
経済学部	4 月 15、16 日	西洋史、現代文評論、外国語（英仏独ノ内 1）身体検査
第二工学部	4 月 15、16 日	物理学、化学、外国語、数学、図学、作文、口頭試問、 身体検査

【文部省往復（三）昭和二十一年】より作成

3.3 志願者内訳、合格率

1946年度の受験者の特徴は、女性に加えて、男性専門学校卒業者といった従来の高等学校以外の卒業者の存在、そして従来の高等学校からは卒業者がおらず既卒者のみであること、また、軍関係学校卒業の志願者が多くみられたことである（表4）。

軍関係学校卒業者²⁷の志願者は全体の44.7%（4,483人中2,005人）を占め、校種別合格者に於いては33.3%（1,026人中342人）であり、この年度の入学者の3分の1を占めた。女性の合格率は17.6%（109人中19人）、男子専門学校卒業生の合格率9.7%を凌いでいる。

女性においては、理系学部への志望者も少なく合格率も低い。工学部は第一、第二工学部とも志望者はゼロである。

表4 1946年度 東京帝国大学入学選抜試験 カテゴリー別合格率

	合格者／ 志願者（人）	合格者／ 女性志願者（人）	合格者／ 高校・予科志願者（人）	合格者／ 軍関係卒業者（人）
法学部	331/877	4/16	236/330	80/363
医学部	84/631	1/12	42/175	32/305
文学部	157/688	8/49	89/260	35/133
理学部	87/302	2/17	58/137	7/46
農学部	62/453	1/5	18/58	37/294
経済学部	153/665	3/9	69/210	73/190

【東京大学百年史 通史編二】より作成

注1：この他、専門学校、大学既卒者の志願者が存在する。

注2：女性志願者がいなかったため第一、第二工学部は表から外した

3.4 女性合格者の成績に関して

帝国大学の女性入学に関しては、女性の高等教育の開放を後押ししたCIEが、結果について関心を寄せた²⁸。各帝国大学総長宛に「昭和二十一年度帝国大学女子入学者調査」（1946年10月10日付）がGHQからの依頼で発せられ、入学女性たちの入試成績がまとめられ報告された。

調査内容は氏名、現住所、学部学科（専攻）、入学前の最終学校名、順位／全合格者、順位／女性合格者、得点である。この資料に関しては、湯川（2022）が他の帝国大学の女性入学者データと共に個人名を伏せる形で詳しく紹介している。

学部別にみると、法学部は4人中3人が上位7%という好成绩であった。論文と外国語という2科目の試験科目は、男性との差をつけにくくしたと思われる²⁹。

文学部と経済学部にも上位20%内に女性が3人いる。文系の試験科目は理系と異なり、独学で勉強することも可能であったことが推察できるが、母数が少ないこともあり女性受

験者の試験科目と成績の相関関係に確たることはいえない。

医、理、農学部といった理系学部の女性合格者は 4 人である。彼女たちの成績は決して高くない。数学や化学、物理は、中等教育において女性はほぼ学修しておらず、女子専門学校における学習内容を高等学校と比べた場合のレベルの差は定かでないが、学修時間からみても入試に際してのハンディは相当あったはずである。理学部、農学部の 2 名に関しては前述の CIE 提出書類の欄外に 'Much emphasis was laid on the results of oral examination and character test' (「口頭試問と性格審査の結果に重きをおいた」) と特記³⁰されている。

3.5 女性入学者の年齢

文部省に報告された「大学入学者表」には、入学者の年齢分布が学部ごとに記載されている (表 5)。

表 5 1946 年度入学者年齢

	①		②		③		④		⑤		⑥	
	満 19 歳 以下		19 歳～ 満 20 歳		20 歳～ 満 21 歳		21 歳～ 満 22 歳		22 歳～ 満 23 歳		23 歳ヲ 超ユル	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
法学部			23		56		94		75		102	4
医学部			10		27		19		10		17	1
文学部			10		22		32		20	3	65	5
理学部			9		16		18		21	1	21	1
農学部			6		18		14		8	1	14	0
経済学部	4		17		31		23		30	1	47	2

「大学入学者表」『文部省往復 (三) 昭和二十一年』より作成

女性の受験資格者は、高等女学校 (5 年乃至 4 年) 卒業後の高等女学校高等科もしくは専門学校等の卒業生等である。女性の上級学校進学者でさらに上を目指すものは、1946 年度の女性入学者の経歴を見ると、5 年制の高等女学校に進み、進学先の女子専門学校では 4 年制本科、もしくは予科 + 3 年制本科を選ぶものが多かった³¹。

現役高等学校に卒業生が存在せず、復員者及び、軍関連学校卒業生も 3 分の 1 を占めているという特殊な状況から、男性の入学者年齢は通常年より高い³²。

女性入学者の年齢も 21 歳から 34 歳までと幅広い。⑤に属する 6 名 (1945 年 9 月専門学校卒業の現役合格者) を除けばすべて既卒者である。⑥に属する 13 名の内 7 名は 1940 年以前の卒業である (別表参照)。この 7 名は、戦時下の修業期間短縮や学徒勤労動員による授業時間の減少の影響を全く受けず、正規の年限と時間数で教育が施されている。こ

れは他の12名と線引きして考えてもよいだろう。

⑤の現役生6名と⑥の6名は、女性専門学校の修業年限が6か月短縮している。また⑤、⑥の中でも1943年10月以降の卒業生は、学徒勤労動員が厳しくなり学修時間が大幅に削られている。男女に共通することだが、戦時中の学修時間は1年年次が違うだけでも大きく異なる。入学女性たちの受けてきた教育については4章で記述する。中等教育からの男女の差について考察を行うと共に、戦時下における教育環境についても言及する。

3.6 入学女性たちの家庭層

1946年度の東京帝国大学の入学資格者となりえた女性は、どのような家庭層の出身であったかについても簡単に触れておきたい。戦前においては、女性で中等教育を受けられたものも限られていた。1940年の高等女学校入学者は125,297人で、該当年代の女子人口の15.2%となる³³。地域的に差はあるものの、この高等女学校卒業生の中で更に上級学校とされた女子師範学校や女子専門学校へ進学した割合は1939年で8%程度である³⁴。

これらから類推すると、概算とはなるが、東京帝国大学の入学資格者となりえた女性は、該当代代の1%程度であり、受験資格の段階ですでに極めて少なかったことがわかる。

女子高等教育者数は、それでも第一世界大戦後あたりから上昇し、特に1940年以降の拡大率は大きいとされる³⁵。佐々木(2002)³⁶は、そこに官公吏、軍人に加えて医師・弁護士といった専門職、会社・銀行員といった高等教育を受け収入の高い「新中間層」の存在があったことを指摘しており、近代的職業の拡大の中で生まれた「新中間層」に属する親世代が、女性に対しても専門的知識の必要性を感じそれを支援したとする。

東京帝国大学に入学した女性19名のすべての家庭背景は明らかではない。ただ回想やインタビューからは、裕福で父親の学歴が高かった層に属していることが推測できる。戦時中であったが進学に差支えのある困窮家庭はなかった。また父や兄弟といった身内に、卒業生がいた例もあり、東京帝国大学を遠い存在としてはみていなかったとも思われる。

1946年入試結果を報じた『帝国大学新聞』は女性合格者のプロフィールにふれている。

「変わり種は女子学生のうちにピアニストの藤田晴子氏のいること、司政官として南方に行った主人の帰るまで大学で勉強をし(た)若いお母さんの受験者も合格していた」³⁷

既婚者で子供がいると報じられた女性は、「もしものことがあったら家庭を守らなければならない、それには学問をと悲壮な決意」³⁸で入学したとある。彼女は夫が復員したため短期で退学する。尚、女性入学者19名の中で退学者は彼女のみである³⁹。

この世代は、配偶者となる適齢の年齢層の男性が多く戦死している。将来を結婚に求めず「自立」という意識を持たざるを得なかった側面もあろう。

既卒であった入学者の中には、高等女学校の教師や研究員という仕事を持っていた者も

多い。ピアニストであった藤田は「音楽の世界だけに閉じこもっていたのではなにもわからない」⁴⁰と言って、学問に対する純粹な気持ちを言葉に出した。「新しく出直せねば時代から取り残されるだろう」⁴¹という強い意識を語った女性もいた。

「進学したくても行き場のなかった女性たちが受験した」⁴²と当時を回想した女性も、既卒の入学者であった。過去には願っても叶わなかった大学進学を、定職を捨ててまで挑戦したことになる。

彼女たちは、「女性だからというので縛られるとか、女性だからということはあまり言わない」⁴³という家庭で育った。女性の進学は、良妻賢母をつくるためのプロセスという認識が一般的であった時代に、高い学歴をもって社会で働きたいという職業意識を強く持ち入学を志した⁴⁴女性たちや、高度な学問の修得を求めた女性たちは、理解ある家庭環境をもったことでその意思を貫徹できたことは否めない。

4 戦時下における女性の教育環境

4.1 中等教育における男女教育

戦前、中等教育における男女差は改善をみないまま終わった。

「中学校と高等女学校では英語、数学、国語等の基本教科でも教科内容、教科書が異なっており、高等学校には女子は入学資格がなかった。大学専門学校には男女共学の学校は稀であった。あったとしても中等学校に於ける学力の相違が致命的であり、女子の入学は事実上困難であった（下線は引用者）」⁴⁵

戦後、「学校教育法」策定に関わった文部官僚の言葉である。

この中等教育における教育内容の差は、東京帝国大学の受験を志した女性たちを苦しめた。中等教育の男女差を、中学校と高等女学校の科目ごとの配当時間で比較した（表6）。

これを見ると高等女学校の国民科は中学校に比べ4時間、理数科は13時間も少ない。外国語に関しても中学校は8時間は堅持されているが、高等女学校に於いてはその分が家政科に充当されている。高等女学校に理数科はあったがその内容は家政科とリンクしたものであることが多く、男子教育とは質的な差異が大きかった。

1945年9月に日本女子大学を卒業した一番ヶ瀬康子は、同期の受験生の様子を下記のように書き残している。

「東京大学をはじめ、旧帝国大学系の大学を受験する友達は希望に燃えながらも本当に苦勞していました。なぜならば、その門戸が開かれても、高等女学校での教育では受験がどうにも苦しい状態だったからです。とにかく女学校で最も多く受けた授業は、まず‘裁縫’でした。週に5時間、それと‘家事’の授業をあわせると、男子だけが通っていた

中学校には全くなかったそれらの科目に時間が費やされていました。その一方で英語は選択で、週二時間でした。そのハンディをとりもどし、中学校を卒業した男子と伍して、共学大学に当時は入れたのは、専門学校で英文科にいたもの、もしくはかなり無理をして女学校の足りない学修を補ったものでした。教科書も、中学校と女学校のものは全く違っていましたから、兄弟のものを使ったり、古本屋で求めたりして、受験勉強をしていました（下線は引用者）⁴⁶

教育の格差に対するハンディの克服については、個々人の努力に負うところが大きい側面は否めないが、文中には「専門学校で英文科にいたもの」についての言及がみえる。1946年度の入学女性19名中13名がこの専門学校英文科の卒業生である。当時の女子専門学校の英文科における英語学習はどのようなレベルにあったのだろうか。

表6 中等教育における男女の科目別週配当時間

	学年	1		2		3		4		合計		中等学校と比較して
		中	高女	中	高女	中	高女	中	高女	中	高女	
国民科	修身	1	1	1	1	2	2	2	2	6	6	0
	国語	5	5	5	5	5	4	5	4	20	18	▲2
	地歴	3	3	3	3	3	2	3	2	12	10	▲2
理数科	数学	4	3	4	3	4	2	5	2	17	10	▲7
	物象・生物	4	3	4	3	6	3	5	4	19	13	▲6
家政科	家事	—	2	—	2	—	4	—	4	0	12	△12
	被服	—	4	—	4	—	4	—	4	0	16	△16
体錬科	教練	3	4	3	4	3	4	3	4	26	16	▲10
	体操・武道	4	4	4	4	3	4	3	3			
芸能科	音楽	1	1	1	1		1					
	書道	1	1	1	1	3	1	3	3	14	15	▲2
	図画・工作	2	2	2	2		2					
外国科		4		4		(4)		(4)		8(8)		▲8
修練		3	3	3	3	3	3	3	3	12	12	0
合計		35		35		36		36				

水野真知子『高等女学校の研究（下）』野間教育研究所紀要第48集、561頁より作成。

4.2 専門学校英文科について

津田塾専門学校を例にとるならば、予科1年+本科3年の4年制で構成されている英文科のカリキュラムは、戦時中の1943年においても、英語・英文学の授業が、週に予科14時間、本科1年13時間（1時間）、2年12時間（3時間）、3年14時間（2時間）施され

ている（括弧は選択）⁴⁷。

1942 年に出された「高等学校規定ノ臨時措置ニ関スル件」⁴⁸で示されている高等学校文科の一、二学年の外国語時間数は各 190 時間 / 年である。単純に月単位に換算すると、高等学校分科の規定では 17～18 時間、津田塾専門学校では 50 時間以上の授業時間となり、時間数に圧倒的な差がある。津田塾専門学校に限らず、東京女子大学等のキリスト系の学校では外国人教師による英語で行われる英語の授業も多かった。英語教育に関してはこれらの女子専門学校は高水準であった。

しかし戦時となると、英語教育を禁止する法令は出されなかったものの、戦況の悪化と共に、敵性英語として民間主導の排斥運動が強くなり、英語教育は表立ってやりにくくなった。女性が英語を学ぶということに関しては男性以上に厳しい目が向けられた。電車の中で英語の本を広げた女子生徒が「非国民」と張り倒され大けがしたという記述もある⁴⁹。英語に主力をおく女子専門学校ではそれでも授業を続けたが、学徒勤労動員等により授業時間が大幅に削減されたため、カリキュラムにのっとりた本来の時間数はこなせていないと推測される。終戦後、一部の女子専門学校では、この時の卒業生に対し補習授業⁵⁰を行った。

4.3 戦時下における教育の削減状況

1946 年度受験生に関しては、戦時下に行われた教育の削減について考慮する必要がある。学徒出陣⁵¹、修業年限の短縮、学徒勤労動員は、挙国一致体制としてこの時代の学生の学修時間を奪った。学徒出陣に関しては 20 歳以上（1944 年からは 19 歳以上）の男性に課せられた兵役義務となるが、修業年限の短縮と学徒勤労動員については男女ともに共通である。以下に簡単に内容をまとめる。

・修業年限の短縮

1941 年 10 月 16 日に文部省令「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限昭和十六年度ノ臨時短縮ニ関スル件」⁵²が公布され、大学および高等学校（大学予科）、専門学校・実業専門学校の教育年限は 6 か月短縮された。1942 年 3 月卒業予定の者は残り 6 か月を切っていたため 3 か月短縮として 12 月に卒業となった。ここまでは臨時措置であったが、1942 年 8 月の閣議決定に基づき、学制を改め制度上からその年限を短縮する措置⁵³がとられた。1943 年 4 月入学からは、高等学校高等科・大学予科の修業年限は 3 年から 2 年に、中等学校と高等女学校の修業年限 5 年は 4 年に改められ、それぞれ 1 年短縮された。

1945 年 3 月 18 日、政府は「決戦教育措置要綱」⁵⁴を閣議決定し、国民学校初等科以外の学校授業は 4 月から一年間停止となった。

・学徒勤労動員

1938 年 4 月、国家総動員法の制定後、学生は 6 月から数日程度の勤労に従事すること

を義務付けられた。1941年2月、文部省は学生の勤労作業を「国策ニ協カセシムル実践的教育」であるとし「一年ヲ通ジ三十日以内ノ日数ハ授業ヲ廢シ」て作業に当て、その日数・時数は授業したものとした⁵⁵。

1943年6月「学徒戦時動員体制確立要綱」⁵⁶が閣議決定、10月には「教育ニ関スル戦時常措置方策」⁵⁷により、学徒勤労働員は「教育実践ノ一環」として「在学期間中一年ニ付概ネ三分ノ一相当期間」の実施が決定。戦局がさらに悪化した1944年1月には「緊急学徒勤労働員方策要綱」⁵⁸により「勤労即教育ノ本旨ニ徹シ」て「動員期間ハ一年ニ付概ネ四カ月ヲ標準トシ且継続シテ」行われた。前年10月とこの1月の政策は同じように見えるが、「その動員期間が断続するものでなく「継続」するものであり、動員の性格が従来「教育実践ノ一環トシテ」の勤労働員から「勤労即教育」と見なければならなくなった点は著しい相違であった」⁵⁹と評されている。

1944年2月には「決戦非常措置要綱」⁶⁰、3月には「決戦非常措置要綱ニ基ク学徒動員実施要綱」⁶¹が閣議決定され、学徒の「通学」先は軍需工場となり、8月には「学徒勤労令」⁶²と「女子挺身隊勤労令」⁶³が同日公布、学徒の動員は更に強化された。この時期既にほぼ授業は出来なくなっていた。そして翌年に「決戦教育措置要綱」が出され、中等教育以上の授業は4月から年間正式に停止とされた。学校によっては勤労働員にあたらぬ時間に補習時間を設定し、週に一時間でも授業を継続したとしている。しかし学校差、個人差はあれ、学生たちの学修時間はほぼなかったといってよい。そしてこうした教育の削減下におかれた学生たちの学力が、以前より低下したのは当然のことであった。

5 まとめと課題

1946年度の東京帝国大学の入学試験は下記のようにまとめられる。

受験資格を、それまで男子高等学校卒業生のみであった既存の接続ルートだけでなく、専門学校及び師範学校等の卒業生、及び女性に対して広く開放したことは画期的であった。これはその後の新制大学の土台を作り、教育の大衆化の一歩として学内に多様性をもたらす起点となった。但し、従来入学資格を持たなかった受験生にとっては、決定から2か月しか準備期間がない入試であり、時間的に不利であった。

受験生の特徴としては、男子高等学校が修業年限短縮を元に戻して卒業生を輩出しなかったこと、軍関係卒業者を受け入れたこともあって、入学者の年齢層は高かった。さらに戦時下に学生であった受験生は、男女ともに修業年限短縮、学徒勤労働員等で学修時間が大幅に損なわれていた。このため、軍関係学校等で教育時間が確保されていた学生や、戦時体制になる以前、規定時間の教育を受けられた既卒生ほど、充実した学びが獲得出来ていたはずである。

男女間の教育格差は中等教育以降に歴然と存在した。女性はその上の学校に進学するも教育レベルの差は解消されなかった。男子の中学校と比べ、「良妻賢母教育」を重視した

高等女学校のカリキュラムは裁縫、調理といった科目に重きをおかれていた。当時の大学受験科目である漢文も選択制とされていた。数学、物理といった科目はほとんど教育されておらず、理系科目の教育内容は薄く、女性に理系分野教育を施せる上級学校も少なかった。このため、医、理、工、農学部を女性が志望することは学力の上で困難があった。但し、英語教育に関しては、教育水準が高い数校の女子専の門学校が存在した。英語の学修のみ、男子の高等学校卒業生徒と対等に渡り合うことが出来たと考えられる。

女性入学者の年齢には幅があり、既卒生が多かった。東京帝国大学の門戸開放という機会に、意欲的な女性たちは年齢を気にせず学ぶことを優先した。そこには学問への純粋な意欲と女性の「自立」への意思が強く働いている。但し、こうした東京帝国大学の初の女子学生たちの特徴が、この大学特有のものなのか、他の帝国大学や女性を受け入れた私立大学でも同様であったのかについては、調べ切れておらず、次の課題としたい。

最後に東京帝国大学の対応についても触れておきたい。

戦後、急速に展開された教育の男女平等に関して、大学関係者の意識がすぐに転換できたわけではない。1946年1月、東京帝国大学事務局長は、新聞のインタビューに「もし女子を收容するとすれば本校の定員は高校卒業生ですすでにいっぱいになってゐるからこれと別に「定員外」を募集したらどうかと思ふ」⁶⁴と発言している。受け入れ側の認識は戦後も急に変ることはなかった。「あくまでも男子大学に女性の入学が認められるというものであった」⁶⁵という指摘は正しいように思う。

ただし1946年2月、南原繁総長は、「女性へ大学の門戸を開くことは率先してやりたい。資格その他については文部省から具体的指示があるだろうから、試験によって高校程度の実力があるものはどしどし入学させるし、聴講生制度も復活する」⁶⁶と発言し、女子学生入学への理解を前面に出した。

現実問題、共学化は未知の取り組みであった。女性の学生を受け入れた直後、トイレ等の女性用施設の不足が問題化した。多様性の受け入れは、些末な問題からはじまり、さまざまな配慮を必要とした。暗中模索という表現もあるが、戦後の混乱期は「模索」する余裕もなかったように思われる。学内の設備と意識の改善は、その後長い時間をかけることになる。

また女性の受け入れは日本社会にとっても同様に「模索」を必要としたはずである。次のような回想がある。

「最初の女子学生が卒業する直前、何人かが総長室に呼ばれた。そのとき、(南原)先生は、「大学は女子に対し全く平等に門を開いたが、社会が同じようにするだろうか」と仰って私たちの行く末を案じてくださった」⁶⁷

大学の入口における機会平等は1953年に新制度の完成、即ち新制中学に入学し新制高校を卒業という男女共学の下で学んだ女性の受験を待って初めて実現する。

尚、1947年に3校の医大、1948年3月に5校の女子大学が、新制大学発足を待たずして認可設立された⁶⁸。同年6月には東京と奈良の両女子高等師範学校も国立女子大学となった。

女子大学という別学の選択肢は、女性の大学進学機会を広げる上で大きな意味を持ったが、その専攻分野は従来の専門を引き継いだ形での家政学が占める割合が多く、女性の伝統的な特性教育が自動的に温存されたといえなくもない。当初、戦前の男女教育の差を埋めると考えられた女子大学（短期大学も含む）の存在は、長期的には女性の独自教育への幻想と期待を残したまま、共学大学とは異なる道を形成した。

東京帝国大学が、最初的女子学生を迎えていかなる課題に直面したか、教育の平等を実現させようと考えどのような取り組みを行ったのか、については「女子学生門戸開放の考察」としながらも本稿では踏み込むことが出来なかった。東京帝国大学をはじめとする共学大学は、大学における教育機会という点で女性への門戸開放を達成したが、女性の大学進学で生じた問題に関しどのような対応をしたのか。考え方によっては、女子大学を設立することで肩代わりさせた側面も否めない。「共学の理念的追究、さらには学習環境面も含め女子学生への対応が不足していたことは否めなかった」⁶⁹とも指摘される。1949年に新制となった東京大学に女性に対する問題意識はどう引き継がれ、どのような対応がなされてきたのか、特に社会との結節点である女子学生の就職問題等に関して大学はどのように対峙してきたのか、については機会を改め考察したい。

本稿に関しては、お茶の水大学歴史資料館、津田塾大学津田梅子記念資料室、東京女子大学同窓会、額田記念東邦大学資料室、日本女子大学「桜楓会」のご協力を得ました。ここに御礼申し上げます。

註

- 1 『近代日本教育制度資料』第16巻 講談社、1957年、300-301頁。
- 2 『終戦教育事務処理提要 第一輯』1945年11月、復刻版、文泉堂出版、1980年、79頁。
- 3 『近代日本教育制度史料』第18巻 講談社、1957年、506-508頁。
- 4 「文部省令第三号大学規程中改正」1946年2月13日。
- 5 「昭和二十一年度大学入学者選抜要項」（発学87号）『文部省往復（三）昭和21年』（S0001/M0245）東京大学文書館蔵。
- 6 上村千賀子『女性解放をめぐる占領政策』勁草書房、2007年。
- 7 湯川次義『近代日本の女性と大学教育—教育機会開放をめぐる歴史』不二出版、2003年。湯川次義『戦後教育改革と女性の大学教育の成立—共学・別学の並立と特性教育の行方』早稲田大学出版部、2022

- 年。
- 8 前掲『文部省往復（三）昭和二十一年』。
- 9 同上。
- 10 'Women admitted into the imperial universities of Japan 1946' Joseph C. Trainor Collection, CIE Special report (1946/12/5) (請求記号 JTC-1)。
- 11 宮原誠一他編『資料日本現代教育史』4三省堂、1974年、338-339頁。
- 12 湯川（2003）、57-61頁。
- 13 但、医学部や工学部等、女子の入学不可とした学部も少なからず存在していた。湯川（2003）、696頁。
- 14 聴講生制度においては「女子」という字句も「男子限定」という字句を特に明記しないことで女性への適用を意図したとされる。但し法学部では聴講生規定を設けていない。湯川（2003）、174-175頁。
- 15 所澤潤「東京大学における昭和20年以前の女子入学に関する資料」『東京大学史紀要』第9号、1991年3月。
- 16 この他、1922年の文部省専門学務局長宛報告には工学部にも女性1名の受入れが記載されているが、『文部省年報』の記載はなく正確性には欠く。湯川（2003）、176頁。
- 17 1943年、津田塾専門学校に改称。
- 18 教育史編纂会著『明治以降教育制度発達史』第5巻、芳文閣、1984年、361頁。
- 19 1943年10月「教育二関スル戦時非常措置方策」が出され「高等教育の戦時下の再編＝崩壊の中に女性の高等教育や中等教育も組み込まれ、女性の大学教育が確立される状況は完全に失われ」たとされる。湯川（2003）、662-665頁。
- 20 同上、659頁。*表6-2の総計。
- 21 同上、523頁。
- 22 前掲『文部省往復（三）昭和二十一年』。
- 23 東京大学百年史編纂委員会『東京大学百年史 通史二』、1985年、903頁。
- 24 大下英治『わたちの東京大学』PHP研究所、1993年、73頁。
- 25 「教授会議事要録 昭和二十一年文学部」（2023-82号）東京大学文書館蔵。
- 26 同上 同頁。
- 27 軍関係学校卒業生に対しては、入試形態に於いて法学部、経済学部は別試験とされた。合格率33.3%とあることから3分の1での足切りが行われた可能性がある。
- 28 湯川（2022）、98頁。
- 29 「法学部は寛大で試験科目が二科目…（略）…準備しないで受験できるというのが直接の第一理由でした」「久保田きぬ子先生に聞く」『American studies in Japan, oral history series Vol. 13』東京大学アメリカ研究資料センター、1981年、3頁。
- 30 前掲'Women admitted into the imperial universities of Japan 1946'。
- 31 法・文・経済学部に入学者15名の内、確認の取れる限りではあるが12名がこのコースに該当する。
- 32 ①と②のカテゴリーに入学者が存在するのは、軍関連学校卒業生なのか、中学校と高等学校の短縮年限の影響であるのかは不明である。
- 33 小山静子『高等女学校と女性の近代』勁草書房、2023年、123頁。
- 34 同上 187-210頁。
- 35 男子の徴用に対し人手不足となった分野で女子の労力に期待し、俄かに女子専門学校が増設されたことも大きい。『教育審議会総会会議録』第7輯 宣文堂書店、1970年、8頁。
- 36 佐々木啓子『戦前期女子高等教育の量的拡大過程』東京大学出版会、2002年。

- 37 「法・女子には難関」『帝国大学新聞』、第 984 号、1946 年 5 月 1 日。
- 38 「津田英学塾を出た翌年結婚し、娘も生まれたが、大蔵官僚であった父（注：夫）は召集されてマレーに行った。もしものことがあったら家庭を守らなければならない、それには学問をと悲壮な決意で東大法学部に入学した。ところが間もなく父が復員したため、僅か三か月で中退」秋山千佳『東大女子という生き方』文春新書、2022 年、41 頁。
- 39 中退者を除く 18 名の卒業年は、1949 年 3 月（15 名）、同 9 月（1 名）、1950 年 3 月（2 名、内 1 名は医学部）である。『東京大学一覽 昭和 18 年～27 年』東京大学出版会、1953 年。このため、「ただし卒業できたのは 14 人」とした秋山（2022）、41 頁の記述は間違いである。
- 40 大下（1993）、27 頁。
- 41 「江口裕子先生に聞く」『American studies in Japan, oral history series Vol. 25』東京大学アメリカ研究資料センター、1990 年、16 頁。
- 42 前掲「江口裕子先生に聞く」、16 頁。
- 43 前掲「久保田きぬ子先生に聞く」、6 頁。
- 44 大下（1993）、72 頁。
- 45 内藤誉三郎「学校教育法について」（1949）『新教育基本資料とその解説』、日本図書センター、2002 年、111 頁。
- 46 一番ヶ瀬康子『女性解放の構図と展開—自分史からの探究』ドメス出版、1989 年、459 頁。
- 47 津田塾大学 100 年史編纂委員会編『津田塾大学百年史 資料編』、2003 年、77 頁。
- 48 昭和 17 年 3 月 30 日 文部省令第二七号。
- 49 大下（1993）、39 頁。
- 50 11 月 1 日から翌 3 月末まで、1945 年 9 月卒業の希望者に対し補習を行った。津田塾大学 100 年史編纂委員会編『津田塾大学百年史 通史編』、2003 年、216 頁。
- 51 戦時の兵力不足を補うため「在学徴集延期臨時特例」（昭和 18 年勅令第七五五号）を発令し、高等教育機関に学ぶ 20 歳以上の男子たちの徴集延期を停止した。医科、理工科、師範学校を除く文科系の学徒が在学中に入隊し戦地へ赴いた。
- 52 昭和 16 年 10 月 16 日 勅令第九二四号。
- 53 昭和 18 年 3 月 8 日 勅令第一百号。
- 54 宮原誠一他編『資料日本現代教育史』4 三省堂、1974 年、338-339 頁。
- 55 文部省『学制百年史』1972 年、540 頁。
- 56 『内閣制度百年史』下 内閣制度百年史編纂委員会 内閣官房 1985 年、246-248 頁。
- 57 同上 同頁。
- 58 同上 254-255 頁
- 59 文部省『学制百年史』1972 年、564 頁。
- 60 『軍需省関係資料』第 8 巻 軍需省関係政策資料 1997 年、95-102 頁
- 61 同上同頁。
- 62 同上同頁。
- 63 同上同頁。
- 64 「足踏みしている男女共学」『朝日新聞』、1946 年 1 月 23 日。
- 65 湯川（2022）、92 頁。
- 66 「東大、女子に門を開く」『朝日新聞』1946 年 2 月 6 日。
- 67 久保田きぬ子「南原先生と女子学生」『學士會会報』724 号、1974 年 7 月 20 日。

68 1947 年 6 月東京女子、名古屋女子、大阪女子の各医科大学、1948 年 3 月、日本女子大学、津田塾大学、東京女子大学、聖心女子大学、神戸女子学院大学が設立された。

69 湯川 (2022)、826 頁。

参考文献

福間敏矩『増補 学徒動員・学徒出陣一制度と背景』、第一法規、1993 年。

東京大学百年史編纂委員会編『東京大学百年史 通史二』、1986 年。

東京大学百年史編纂委員会編『東京大学百年史 通史三』、1986 年。

東京女子大学五十年史編纂委員会編『東京女子大学五十年史』1968 年。

津田塾大学 100 年史編纂委員会編『津田塾大学百年史 通史編』、2003 年。

津田塾大学 100 年史編纂委員会編『津田塾大学百年史 資料編』、2003 年。

お茶の水大学百年史発行委員会編『お茶の水大学百年史』、1984 年。

東邦大学理学部 50 周年記念事業委員会編『東邦大学理学部五十年史』、1991 年。

(のむら ゆみ 東京大学大学院教育学研究科博士課程)

別表 1946 年度東京帝国大学女性入学者一覧

	A. 氏名 (旧姓)		B. 年齢	C. 学部・専攻		D. 卒年	E. 出身校 及び F. 出身校卒年	
1	舟橋徹子	白井*	21	経済	経済	1949.3	津田塾専門学校	1945
2	藤山和恵	米山*	21	農	水産	1949.3	東京女子高等師範	1945
3	東 安子	村山*	22	文	哲学 (心理学)	1949.3	東京女子大学校英語専攻部	1945
4	村上さち子		23	文	哲学	1949.3	東京女子大学校英語専攻部	1945
5	難波治子		22	理	物理	1950.3	帝国女子理学専門学校	非開示
6	小木曾美代子	船本*	22	法	法	1949.3	日本女子大学校	1944
7	川上やまと	弓家*	22	経済	経済	1949.3	東京女子大学校英語専攻部	1944
8	戸田和子	藤平*	23	文	哲学 (心理学)	1949.3	東京女子高等師範	1944
9	松本淑子		23	文	英文	1949.3	東京女子大学校英語専攻部	1943
10	代谷 康	栗原*	23	農	植物	1949.3	帝国女子理学専門学校	非開示
11	三好洋子		24	文	西洋史	1949.9	東京女子大学校英語専攻部	1943
12	半田寛子	金山	25	法	政治	中退	津田塾専門学校	1941
13	大東百合子	平山*	26	文	言語	1949.3	津田塾専門学校	1940
14	川崎七瀬		26	経済	経済	1949.3	津田塾専門学校	1940
15	藤田晴子		28	法	政治	1949.3	東京都立第一高等女学校高等科	1938
16	江口裕子		29	文	英文	1949.3	東京女子大学校英語専攻部	1941
17	春木文枝		31	医	医	1950.3	帝国女子医学薬学専門学校	非開示
18	久保田きぬ子		33	法	政治	1949.3	日本女子大学校	1934
19	鈴木眞佐子		34	文	英文	1949.3	東京女子大学校英語専攻部	1934

注：

- ・本表は生年月日順に作成している。旧姓欄の*印は入学試験時の苗字である。
- ・A、C、D、Fは『文部省往復 (三) 昭和二十一年』(S0001/M0245)より転記。
- ・Bは『文部省年報 昭和二十一年』(S0002/10)記載の生年月日をもとに1946年4月時点の満年齢。
- ・Fは各校同窓会に確認したが、帝国女子理学専門学校及び帝国女子医学専門学校(現・東邦大学)は非開示である。

参考：

- ・1. 舟橋、13. 大東、15. 藤田、前掲『わたちの東京大学』大下 (1993)。
- ・12. 半田、前掲『東大女子という生き方』秋山 (2022)。
- ・14. 川崎、『岐阜経済大学論集 27』(1993) 東北帝国大学法文学部 1942 年 6 月退学の履歴あり。
- ・16. 江口、前掲『American studies in Japan, oral history series Vol. 25』(1990)。
- ・18. 久保田、前掲『American studies in Japan, oral history series Vol. 13』(1980)。